

一般社団法人マンション大規模修繕協議会定款

平成21年 2月21日 作成
平成 年 月 日 認証
平成 年 月 日 設立

一般社団法人マンション大規模修繕協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人マンション大規模修繕協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、全ての分譲マンションの所有者・居住者を始めとする市民に対して、その管理に係わる相談・調査・研修等を行い、また、マンションの大規模修繕に係わる相談・調査・研修等を行うことで、マンションの管理運営及び大規模修繕の支援を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 分譲マンションに関する相談事業
- 2 分譲マンションに関する調査事業
- 3 分譲マンションに関する研修事業
- 4 マンション大規模修繕に関する相談事業
- 5 マンション大規模修繕に関する調査事業
- 6 マンション大規模修繕に関する研修事業
- 7 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都渋谷区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(会員資格及び会員区分)

第5条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

正会員 マンションの居住者又はその管理運営に係わる個人又は管理組合及び法人

賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会する個人又は法人

- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより、代表理事に申し込むものとし、その承認を受けなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(資格の喪失)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。

(4) 納期迄に会費を納めなかったとき。

(5) 除名されたとき。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、總會において正会員の総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、規則又は總會の議決に違反したとき。

(2) 当法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 3 章 社員總會

(定時社員總會の招集時期)

第 9 条 定時社員總會は、每事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集する。

(社員總會の招集権者)

第 10 条 社員總會は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員總會の議長)

第 11 条 社員總會の議長は、代表理事がこれに当たる。

代表理事に事故があるときは、社員總會においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 12 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員總會の決議)

第 13 条 社員總會の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の総数の過半数の議決をもって行う。

第4章 理事

(理事の員数)

第14条 当法人の理事は、1名以上とする。

(理事の制限)

第15条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 1 当該理事の配偶者
- 2 当該理事の三親等以内の親族
- 3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 4 当該理事の使用人
- 5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- 6 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第17条 当法人に代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第18条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第19条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第20条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第21条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第6章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第23条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第24条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、これを東京都に帰属させる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年1月31日までとする。

(設立時の入会金及び会費の額)

第26条 当法人の設立時における入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

- 1 入会金 正会員 金6000円
賛助会員 総会において別に定める。
- 2 会費 正会員 年会費として金6000円
賛助会員 総会において別に定める。

(設立時役員)

第27条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 米澤 健治
設立時理事 泉 徳彦
設立時代表理事 米澤 健治

(設立時社員)

第28条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

北海道札幌市白石区平和通九丁目南4番5号
設立時社員 米澤 健治
北海道札幌市北区あいの里1条六丁目3番2-201号
設立時社員 泉 徳彦

(法令の準拠)

第29条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人マンション大規模修繕協議会の設立のため、設立時社員米澤健治、同泉徳彦の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成21年 2月21日

設立時社員 米澤 健治

設立時社員 泉 徳彦

定款作成代理人 行政書士 林 洋志
(第03101316号)